

第937回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年11月18日(水)午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長、齋藤委員、千木良委員、小室委員、小川委員、佐浦委員

4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長、松本教育監兼教育次長、安住総務課長、大町教育企画室長、小幡福利課長、時枝教職員課長、千葉義務教育課長、遠藤参事兼高校教育課長、川村特別支援教育課長、浅野施設整備課長、鈴木スポーツ健康課長、嘉藤参事兼生涯学習課長、天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第936回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第937回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 本庁における事務手続きの瑕疵に係る和解について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

本庁における事務手続きの瑕疵に係る和解について御報告申し上げます。資料は、1ページである。

高等学校等育英奨学資金の償還事務については、高校教育課が管理するシステムにより、償還義務者の氏名、振替口座、毎月の償還額等のデータを管理し、これらのデータに基づいて、毎月、口座振替をしている。

「1(3)瑕疵の概要」であるが、同姓同名の方のデータ処理の錯誤によるものである。今回の和解の相手方である償還義務者Aさんから、償還金の振替口座の変更申請があり、職員が奨学資金管理システムの変更登録をする時に、誤って、同姓同名の別人であるBさんの振替口座のデータを変更してしまった。このことにより、Bさんがもともと登録していた口座からの償還金引落しが停止し、Aさんが変更申請した口座から、新たにBさんの償還分としての引落しが始まることとなった。Aさんの振替口座のデータ変更は行われず、Aさんの変更申請前の口座からは継続して償還金の引落しが行われたため、結果として、Aさん名義の変更前の口座からは本人分の償還金が、変更後の口座からはBさんの分の償還金が引落しされるという、二重の償還が20月にわたり行われた。過剰に償還された償還金本体については、既に全額をAさんに返還しているが、Aさんが本来負担する必要のなかった振替手数料について、賠償責任が生じているものである。

この瑕疵は、職員の公務中に発生したものであり、また、相手方には過失が無いことから、県が相手方に損害の賠償を行うことが妥当であると判断し、相手方が計20回にわたって負担した振込手数料の額3,261円を支払うこととして、和解が成立したところである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、10月26日に知事による専決処分が行われており、11月定例議会において、当該専決処分の報告がなされることとなっている。

本件については、職員の事務手続きの瑕疵が原因であり、あってはならないことである。今後は、本人確認を徹底するため、申請様式の変更と事務手続きの処理状況をシステムに記録することにより、ダブルチェックを徹底し、再発防止に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) (質 疑 な し)

(2) 県立高等学校における事務手続きの瑕疵に係る和解について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

県立高等学校における事務手続きの瑕疵に係る和解について御報告申し上げます。資料は、2ページである。

瑕疵の概要としては、記載のとおり、迫桜高等学校の3年生の生徒5人が、土木建設業の現場監督に必要な資格である2級土木施工管理技術検定の学科試験の受験を希望し、学校の担当教員に申請書を提出したものの、担当教員の郵送手続きが遅れたため申込期限に間に合わず、受験できなくなったことから、生徒5人が受験申請に要した費用について、県に賠償責任が生じたものである。

この瑕疵は、職員の公務中に発生したものであり、また、相手方には過失が無いことから、県が相手方に損害の賠償を行うことが妥当であると判断し、受験申請に要した費用として、写真代、住民票発行手数料等を支払うこととして、それぞれ和解が成立したところである。なお、検定料本体については、検定の主催者から別途返金されている。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、10月26日に知事による専決処分が行われており、11月議会において、当該専決処分の報告がなされることとなっている。

次回の学科試験は、今回受験できなかった生徒が高校を卒業した後であるため、学校では、卒業後も、休日講習、リモート講習及び郵送課題の添削等によって最大限の支援を行うこととしている。再発防止のために、すぐに注意喚起の文書を発出したが、10月に別の学校でも同様の事故が発生したため、さらなる再発防止に向け、進行管理体制と複数の目でチェックできる体制を校内において構築し、今年度後半からの取組を確実に進めていくこととしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

既に同様の案件が発生したとのことだが、来年も行われる試験だとしても、その時期に試験に臨むということにも意味があるだろうし、当該生徒は次の試験に向けて1年という大事な時間を費やすことになる。まして卒業後、就職等により環境が変わっている場合は、様々なバックアップ体制が取られたとしてもこの生徒に大きな負担がかかることに変わりはないので、そのことを肝に銘じて適切に事務処理をしていただくようお願いしたい。

高校教育課長

委員御指摘のとおりである。生徒や保護者の方々に対し本当に申し訳なく思っている。こういったことが二度と起こらないよう、現在開催されている教頭会や校長会に直接出向いて再発防止の徹底について周知し、取組の強化に努めているところである。

伊東教育長

こういったミスが続いているが、複数の職員で確認することが重要であり、ミスが起こりにくい体制づくりを進めていきたい。

9 課長等報告

(1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)等の結果について

(説明者：義務教育課長)

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)等の結果について御説明申し上げます。資料は1ページ及び別冊1、別冊2である。

資料1ページを御覧願いたい。「1 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)の結果について」と、「2 令和元年度における宮城県長期欠席状況調査(公立小中学校)の結果について」の概要を御説明申し上げます。「1」の調査については、文部科学省が主体となり、暴力行為やいじめ及び不登校等の生徒指導上の諸課題について調査したものであり、調査対象は、仙台市を含む、全ての小・中学校及び高等学校、特別支援学校等となっている。一方、「2」の調査については、

県教育委員会が主体となり、不登校児童生徒について独自に調査したものであり、調査対象は、仙台市を除く、県内の全ての公立小・中学校となっている。

次に、「1」、「2」の調査の結果について、それぞれ別冊1、別冊2で御説明申し上げる。

別冊1の1ページを御覧願いたい。「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」は、記載のとおりである。「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」を御覧願いたい。ここでいう暴力行為とは、児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為とされており、例えば、注意されたことや、からかわれたことなどに腹を立て、蹴ったり、叩いたり、押しついたりしてしまう事例を計上している。小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、①の表にあるとおり、全国と比較して多く、特に、小・中学校においては、増加傾向にある。

次に、2ページの「② 形態別発生状況」を御覧願いたい。小・中学校とも、生徒間暴力が目立っている。発生件数については、地域の偏りが見られる状況であり、県全体としては、落ち着いていると評価している。高等学校については、発生件数及び形態別件数とも、前年度並みであった。

次に、「(2)いじめ」の「① いじめ認知件数」を御覧願いたい。全ての校種において、いじめ認知件数は減少しているが、全国値と比較して、高い値で推移している。これは、いじめを積極的に認知した結果であり、初期の段階から認知することで、いじめの適切な対応につながっていくものと考えている。「② いじめの解消率」については、4つの校種を合わせた数値であり、全国と比較して、高くなっている。いじめの解消については、安易にいじめが解消したと捉えず、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な観察を行うことが大切であると考えている。

次に、3ページ「(3) 小・中学校の長期欠席（不登校等）」を御覧願いたい。不登校児童生徒数は、小・中学校とも全国値と比較すると、依然として高い水準で推移しており、増加傾向にある。

ここで、別冊2の1ページを御覧願いたい。小・中学校における不登校の具体的な状況については「宮城県長期欠席状況調査」で御説明申し上げます。「1 調査の趣旨」から「4 回答方法」は記載のとおりである。「5 (1) 長期欠席の概要について」は、枠囲みの記載のとおり、小学校で128人の増加、中学校で11人減少しており、小学校の増加が顕著である。

2ページを御覧願いたい。「(1) 令和元年度における不登校児童生徒の状況について」であるが、①のたて棒グラフのとおり、不登校児童生徒は、学年が上がるにつれて増加し、中学1年で急増している。不登校のきっかけは、4ページ②の表に示したとおり、小学校では「不安などの情緒的混乱」や「無気力」、「親子関係をめぐる問題」が多く、中学校では、「無気力」や「友人関係」、「学業不振」多くなっている。不登校の継続要因は、小学校では、主に「登校に不安がある」「保護者意識・家庭の教育」等、家庭や本人に係る要因が多く、中学校では「無気力でなんとなく登校しない」「学業不振」等、本人に係る要因が多くなっている。次に、「(2) 欠席の態様」については、小学校では「月3～5日程度の欠席」「月の半分程度欠席」が約半数を占めている。中学校では、「基本的に欠席、たまに登校」「継続的に欠席」が全体の5割を超え、長期化の傾向が伺える。

5ページからは、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、今年度から調査項目に加えたものである。「(3) 不登校児童生徒に対するアセスメントについて」は、不登校支援にとって、専門家によるアセスメントが非常に重要であるため、新たに加えたものである。小・中学校ともアセスメントに基づいた支援計画を立てた指導は、4割程度にとどまっていることから、不登校支援の課題と捉えている。

6ページを御覧願いたい。6ページからの調査項目は「どこにいても、誰かとつながっている」支援が大切であることから、加えたものである。「(4) 学校における他機関等との連携について」では、①のグラフのとおり、小・中学校とも8割程度の不登校児童生徒が外部の機関と関わっている。また、7ページ「(5) 教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保について」では、学校が把握できている範囲ではあるが、7割の児童生徒が、教育機会の確保ができているとの結果であった。残り3割の児童生徒についても、その状況の把握に努めていく。

新たな調査項目の結果から、不登校児童生徒に対しては、専門家を交えたアセスメントを充実させるとともに、引きこもることなく外部機関との連携を図り、全ての不登校児童生徒に、居場所や学びの機会を確保していく必要があると考えている。

別冊2の報告は、以上である。

別冊1の4ページ「(4)高等学校の不登校・中途退学」を御覧願いたい。不登校出現率及び中途退学率ともに、全国の数値と比べると高い数値ではあるが、前年度から減少している。

最後に、「5 県教委としての対応」である。小・中学校及び高等学校の対応について、4ページから7ページにまとめており、7ページの小・中学校における不登校児童生徒支援の全体像について御説明申し上げる。教育機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒が「どこにいても、誰かとつながっている」ことを大切に支援を推進しているところである。学校においては、不登校の未然防止の取組として「魅力ある行きたくなる学校づくり」を一層推進するとともに、学校内の学びの場として「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」に取り組み始めたところである。更に、学校外の多様な学びの場の確保に向けて「みやぎ子どもの心のケアハウス」の機能を強化しつつ、民間フリースクールとの連携を進めているところである。

今後も、調査結果の分析を進め、市町村教育委員会や関係機関等との連携を密にし、不登校や問題行動等への対応を推進し、諸課題の解決に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

- 齋藤委員 別冊1の1ページ、暴力行為について、小学校の発生件数が111件増えているが、具体的にはどのような内容の暴力行為が増加しているのか。併せて2ページについて、地域による偏りがあるとの説明があったが、詳細について伺いたい。
- 義務教育課長 県全体で増加したということではなく、ある地域の学校において、落ち着いた状況にない子供たちが、複数回かかって手や足が出てしまったことで、件数が増加しており、それがなかなか減らないという状況である。
- 齋藤委員 特殊なケースが含まれたままの結果は、対策等を検討する上では不十分であると思うので、把握が可能であれば特殊なケースは除くなどして、より実態に近い結果を把握する必要もあるのではないかと。
- 義務教育課長 貴重な視点であると思う。この調査は文部科学省の調査であるため、集計方法等の変更は難しいが、どのような改善が図れるか検討してまいりたい。
- 齋藤委員 文部科学省が実施する調査であるので、対応が難しいというのは承知した。ただ、毎年同じ内容で調査をしている中で、実は改善されている部分もあるのに、特殊なケースを含めたことで、それが見えにくくなってしまっているのではないかと思い、提案した。
- 小川委員 別冊2の5ページで、アセスメントに基づいた支援計画を立てて対応した割合が約6割ということで、残りの約4割の子供は支援計画がまだ立てられていないようだが、何か理由があるのか。
- 義務教育課長 学校現場では、一人ひとりに応じたアセスメントを行うという意識が不足している。教育機会確保法の趣旨である、一人ひとりの子供の状況に応じた支援や、全ての子供を学校に登校させることをゴールとしない、ということが十分に浸透していない。学校としては、学校に登校させることが子供たちにとって良いことと考えがちであり、子供たちの個々の背景や現状に応じて、どのような働きかけが効果的かという視点に基づく対応が不十分であるため、来年度に向けて各学校に対する働きかけを始めている。
- 小川委員 この限られた時間で資料全てに目を通してはいるわけではないが、これらの結果の背景にある事柄が分からないと、どのような働きかけを行うことでどう変わっていくのかが見えてこないし、限られた予算や人的資源をどこに投じていけばこの問題を解決できるのかという議論ができない。やはりマクロデータの背景にある個別のデータを具体的に把握できれば、この問題がどのような構造になっているのかが明確になるが、本日の資料の結果だけでは、私たちもどこから議論したらいいのかよく分からないというのが正直な感想である。教育委員会とは異なる場で、例えば勉強会のような機会を設けてもらえば、これらのデータの読み方、背景にある事柄、現場の実情などを踏まえた上で、

議論を深めていくことができるのではないか。

千木良委員

この資料を見て、宮城県が一番悪いという部分だけが切り取られて報道されることに違和感を覚える。本日、調査の結果についてすぐ議論することは難しいが、「このように感じる」とか「このように思う」ということだけで不登校の問題を考えるのではなく、きちんとデータに基づいて対策を考えていくことは重要である。ただ、データの集め方や捉え方を間違えるとあまり意味のないものになってしまうこともあるため、せっかくデータを集めるのであれば、現場に活かされるように分析する必要がある。一方で、現場感というものも重要であると感じている。データに当てはまらない事例は確実に存在するため、やはり現場の教員の「どこか変だな」「何かおかしいな」との思いは現場の力として尊重しつつ、データに基づく分析も踏まえて、子供たちのために効果的な対策ができればと思う。自分の経験上、例えば不登校や暴力といっても、大勢が苦手なだけで保健室登校は可能なケース、場面緘黙症の子供で学校そのものが苦手なケース、暴力を振るってしまう子供に発達障害とてんかん系の持病があるため普通の学校では生活が難しいケースなど、その内容は様々である。こういったデータには表れていない部分も読み取って対応を考えていただきたいというのが、医療の現場で子供の様子を見ている者としての意見である。

小室委員

別冊2の4ページで示されている不登校の継続要因のうち、小学校の3位「親子関係をめぐる問題」に関して、学校にも行かず、家庭にも問題がある子供は逃げ場がないと思うが、教員は子供だけでなく保護者にも対応するのか。

義務教育課長

それぞれの状況に応じての対応になるかと思うが、例えば、スクールソーシャルワーカーは子供たちを巡る様々な環境に携わる存在であるため、そういった方が間に入って対応するなど、様々な立場で子供たちに関わる方法を探り始めている段階である。最も重要な「どこかで誰かとつながっている」状況にしていくために、別冊2の6ページにあるとおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが果たしている役割は非常に大きいですが、それ以外にも市町村の保健福祉の方や医療関係の方、地域等、つながれるところとつながることで、子供たちの居場所がなくなることのない体制を確立していかなければならないと感じている。一方で「保護者の意識」については、保護者が子供に対して無関心なだけでなく、保護者も子供との関係に困ってしまっている例が入っているかもしれないが、この結果からではそこまでは読み取れないため、来年度の調査時には回答方法等について工夫してまいりたい。

小室委員

不登校の子供を持つ保護者の中には、保護者自身に発達障害がみられるがそれに気づいていない場合もある。そういった家庭環境の場合、家庭では当たり前のことが学校では周囲と違うことも多く、苦しんでいるにも関わらずなかなか支援の手が届きにくいために、子供にかなりの負担がかかっていることもある。関わる教員等は大変だと思うが、保護者にもなるべく接触して、相談しやすい体制を築いてもらえると良いと感じた。

齋藤委員

不登校に係る県の姿勢として、教育機会確保法に基づいて、登校させることが目標ではなく、それぞれの子供にあった教育環境の提示に視点を置きつつ様々な取組が行われていることに安堵している。これからの時代の変化によっては、学校に適応できなくとも社会で活躍できる子供たちが出てくる可能性もあるので、広い視点を持つことは重要であると考え。ただ、学校という組織があって、その中で多くの子供たちは過ごしており、そこから外れてしまった子供たちが負う負担はとても大きい。余裕を持ちながらも学校というルールの上を静かに歩んでいける方が、子供たちにとっても負担が少ない面もあると思う。県内における学校以外の関係機関は充実してきており、そういった関係機関と連携していくことも良いことであるが、今回、不登校の子供たちに対する支援の初期段階として、学校内部が関わったことにより、長期不登校児童生徒の出席率が大幅に向上したということは非常に重要だと考える。不登校になった子供たちの話を聞く

と様々なケースがあり、どうしても登校できない子供はもちろんいるものの、集団の中に溶け込むのは難しいが、きっかけになるような場所さえあれば登校できたという子供もいる。学校にこだわるわけではないが、学校以外の場で教育機会を確保していくにしても、学校での居場所もあった方が子供たちも安心できると思うので、不登校児童生徒学び支援教室等、学校の内部できめ細やかな対応を行ったことは、とても評価できる。また、アセスメントについては当然行うべきであり、見立てをしないで次の段階に進むということはできないと思う。教員一人だけではなく、専門家も入れてその子供の特性を理解した上で対策を練っていくようにしていただきたい。教員は子供に近い位置にいるため責任を感じるだろうし、子供のことを理解しているとは思っているものの、一人で抱え込む必要はなく、専門家等の客観的な視点も入れた方が解決策を見いだしていくことが可能になると思うので、今後この割合を増やすよう努めていただきたい。

千木良委員

学校は行かなければならないところ、そこから外れてしまうと大変だという認識が変わらなければ、保護者も何としてでも子供を学校に行かせようとしてしまうと思う。ただ、今の日本の制度では、総合的に考えると学校とつながっていた方が、子供にとって人生での恩恵が大きいケースが多いのだろうということを考えると、やはり学校で様々な対応をしてもらえるのはありがたいことだと思う。その中で、別冊2の2、3ページで不登校のきっかけになった要因に「不安等の情緒的混乱」が挙げられているが、なぜこういうことが起きるかについて分析をしているか。発生原因や具体的な状況について、把握しているかそうでないかはアセスメントを行う上でとても重要な点であるため、詳しく伺いたい。

義務教育課長

教員の見立てによる回答であるため、それぞれの細かい要因までは把握していない。推測だが、例えば、中学校であれば緊張する場面での失敗や難しくなるテストなどで、「小学校ではもっとできたのに」といったつまずきにより自信を失ってしまうことが、中学1年生で不登校数が大きく増加する要因の一つであると考えている。また、部活動等における激しい競争や人間関係に放り込まれることなどによる、学校生活のスタイルの大幅な変化に伴う不安や自信の喪失が「不安等の情緒的混乱」という項目で計上されている可能性はある。

千木良委員

では、小学校における事例はどうか。これらのきっかけの背景が分からないままではアセスメントができていないということなので、対策も講じられないのではないかと。

義務教育課長

調査方法が、子供一人ひとりについてどの項目が当てはまるのか教員が選択する形式であるため、この点についても今後の課題として、次年度以降の調査や分析等に向けて何ができるか検討してまいりたい。

小川委員

別冊2の4ページ②の表であるが、どう読み取っていいのか分からない。例えば不登校のきっかけとして無気力が挙げられているが、通常、無気力は結果であるのでその原因が何かということを考えていかなければならないし、一見して無気力であっても、実際はやりたいことや表現したいことがあるが方法が分からないだけかもしれない。やはりこの部分の背景についてももう少し探りたいし、そこが見えてこないとどう対策していけばいいのか分からない。また、我々は現場を見ていないし、不登校の子供と接しているわけでもないのに、イメージがわきづらい部分もある。可能であれば、個人情報に配慮した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、実際に不登校の子供たちと接している方から話を聞く機会を設けていただきたい。

伊東教育長

実際に現場の話を聞いていただきたいと思うので、実施について検討させていただきたい。また、先ほど勉強会という話もあったが、本日この資料を見てすぐに意見をというのは難しいところもあるので、こちらからももう少し説明を行った上で協議していただくということも併せて検討してまいりたい。

文部科学省が実施している調査については長年行っているものであり、実施方法だけ

でなく公表方法についても変更等が難しいが、県独自で実施している調査については、アセスメントに関する項目やどこにつながっているのかといった項目は今回初めて追加したものであり、今後も必要に応じて調査項目を変えていくことも可能である。また、これらの結果の背景についても、調査という形に限らず、現場の教員からの聴き取りをはじめ様々な場面で情報収集して教育委員会として分析等を行い、今後につなげていきたいと考えているので、教育委員の皆様にも是非御協力いただきたい。

(2) 令和2年度公立高等学校みやぎ学力調査の結果について

(説明者：高校教育課長)

令和2年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について御説明申し上げます。資料は、2ページ及び別冊である。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1」から「4」については、実施概要である。臨時休校が明けて約1か月後の7月上旬に、通信制を除く県内すべての公立高等学校の1・2年生を対象に学習状況等に関する調査を実施した。例年、2年生で行っている国語、数学、英語の3教科の学力状況に関する調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。

「5 学習状況調査結果の主な特徴」については、別冊資料を用いて御説明申し上げます。別冊資料2ページを御覧願いたい。

「2(1)学校の授業の内容がどの程度理解できるか」については、「理解できる授業の方が多い」と回答した生徒の割合は、数年来増加傾向にある。

別冊資料3ページ「3(2)授業での学習目標の提示や振り返りと授業理解度の関係」においては、学習目標の提示や振り返りが行われている授業ほど、生徒の授業理解度が高くなる傾向にある。

別冊資料4ページ「4(2)授業中の意見発表や話し合い活動と授業理解度の関係」においては、授業中に意見発表や話し合いの時間がある授業ほど、生徒の授業理解度が高くなる傾向にある。「5 平日の家庭学習時間」については、1、2年生ともに、家庭学習時間を確保している生徒の割合は増加している。2時間以上学習する生徒の割合は、昨年度比で5ポイント増となっている。

次に、別冊資料8ページを御覧願いたい。「9(1)平日に、スマートフォンや携帯電話を勉強以外で使う時間」であるが、「2時間以上」という生徒は6割前後で、生徒の学習活動や家庭生活に大きな影響を与えていることは否めない。家庭と連携して生活習慣の改善を目指すとともに、生徒自身に自らの生活を振り返ることを促し、生徒の自己教育力の育成を図る取組を実施している。

別冊資料9ページ「2 心身の健康、志教育等」の質問においては、「1(2)体調はよい」で「当てはまる」と回答した生徒が前年度比で10ポイント以上増加するなど、すべての質問で例年よりも良好な結果となっている。別冊資料12ページでは、「ボランティア活動や地域の行事」に対して、進んで関わり、他者とつながり、他者の役に立とうとする姿がうかがえる。引き続き、志教育の充実を図っていきたいと考えている。

別冊資料13ページ「(2)オンラインを用いた学習を実施する場合、自分にとって不都合なこと」については、「集中できない、やる気が起きない」と回答した生徒が最も多く、3割を超えた。オンライン教育を実施するにあたり、効果的な振り返りや、生徒のリアクションを引き出すことなど、具体的な工夫について県教育委員会から各学校に提案していきたい。また、家庭に機器がないことやインターネットに接続するための環境が整っていないことなども見過ごすことはできず、確実にサポートをしながら、今後に備えたいと考えている。

最後に、資料2ページ「5 学習状況調査の主な特徴」の「臨時休校等による影響」を御覧願いたい。休校期間中の家庭学習時間は、十分に確保されているとは言えないものの、休校期間中の学習習慣が、休校期間以外の平日の家庭学習時間の増加につながった可能性が考えられる。全体を通して見ると、生徒の生活習慣や学校生活への充実感等においては、顕著な悪影響は見受けられないものの、個々の回答には自己肯定感の低い回答も見られ、各学校においては、個々の生徒に応じた、きめ細やかな指導に努めているところである。

県教育委員会としては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「探究活動」の充実、生徒の言語活動を通じた効果的な「振り返り」を意識した授業の実践などを促し、「次の学びや生活に活かす力」を育みながら、生徒の学習意欲の喚起を図ることで、家庭での学習時間を確保し、学力の向上に努めていく。また、今後もこの調査を継続し、引き続き生徒の実態把握に努めて情報発信をすることで、各学校のきめ細やかな生徒指導に活かしていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

- 千 木 良 委 員 別冊資料9ページ、体調に関する調査結果について、前年度に比べ1・2年生ともに肯定的な回答の割合が増加したとのことであったが、このような結果になった要因について説明願いたい。
- 高 校 教 育 課 長 調査の実施時期が、学校の臨時休業が終了し約1か月が経過した7月上旬であったため、3月から5月までの臨時休業期間中に心身ともに休息できたことや、待ち望んでいた学校の再開による充実感等が強く影響しているのではないかと考えている。
- 松 本 教 育 監 もう一つの要因として、睡眠と休養と栄養をバランス良く取り、毎日の検温等により十分に体調管理を行うよう周知したことで、これまで以上に生活習慣に気をつけた子供が多かったことも影響したのではないかと考えている。
- 千 木 良 委 員 体調に関する調査結果については、不登校の問題にも関連してくるのではないかと考えている。体調が良いと回答した子供が多かったことについては、例えば学校に登校できるようになったことや、人とつながっているという意識が影響したことが考えられる。一方で、不登校の子供たちは、学校が休みであったから体調が良いと回答した可能性もある。また、部活動をやっている進学校の高校生については、学校での勉強や部活に加えてテスト対策等もあって、睡眠時間があまりとれないという話を聞いており、これまでとても忙しい生活を送っていたようだ。休業期間中に生活習慣に気をつけたということに関しては、今までよりも時間や心に余裕をもって生活を送ることができた結果、体調が良いという回答が増えたのではないかと感じた。単純に肯定的な回答が増えたことを好意的に受け止めるだけでなく、その背景にある要因等の分析も必要ではないか。
- 高 校 教 育 課 長 本資料は7月時点での調査結果であり、その後の追跡調査は行っていないが、現状がどうなっているのかという点や、7月時点における結果についても学校種ごとに見るとどうかといった点について、詳しい分析を行っていきたい。
- 小 川 委 員 別冊資料10ページから11ページで「志教育」に係る意識について」の結果が示されているが、「志教育」を行った結果どのような効果が出ているかということを示しているのか。それとも「志教育」に係る設問の回答状況から志教育の成果を示したものなのか。調査結果と志教育の内容との関係について説明願いたい。
- 高 校 教 育 課 長 「志教育」については、大きな枠組みはあるものの、様々な手法の積み重ねから成り立っているものと理解している。本調査は、例えば学校行事等に取り組む姿勢や、他者理解といった項目に係る意識について調査したものである。なお、それぞれの結果から、「志教育」の方向性はそのまま進めていきたいと考えている。
- 小 川 委 員 「志教育」は「かかわる」「もとめる」「はたす」の3つの視点に基づいた教育を進めていくことであり、資料ではこれらの視点に関する意識調査の結果が示されていると考える。例えば、過去にこういった「志教育」を行った結果、「もとめる」に関する意識が向上したというような因果関係について、この調査結果から読み取ることは可能か。
- 高 校 教 育 課 長 それぞれの学校における様々な取組の積み重ねが「志教育」であるが、当該資料はあくまでもこれらの設問に対する回答を集計したものであり、細かい部分の分析までは行っていない。
- 伊 東 教 育 長 「志教育」については、個々の取組みの結果がすぐ現れるかということそうではないと

ころもあるが、子供たちの意識がどのように変わってきているのかを確認しながら、例えばボランティアに関わろうとする意識が低くなっているという結果が示されれば、「志教育」をどのように見直していく必要があるかという議論につながってくるものと考えている。

(3) 仙台医療センター跡地における県有施設等の再編に係る施設整備に向けた県の方針(案)について (説明者：生涯学習課長)

仙台医療センター跡地における県有施設等の再編に係る施設整備に向けた県の方針(案)について御報告申し上げます。資料は、3ページ及び別冊資料である。

はじめに、「1 検討の経緯」である。施設総量の適正化の観点等から、所管部局を横断した県有施設等の方向性を示す「県有施設等の再編に関する基本方針」が今年3月に策定された。当課が所管する県美術館については、「仙台医療センター跡地において、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザと集約・複合化する方向で更に検討を進める。」とされ、県として、業務委託も活用しながら、現地改修と移転新築のメリット・デメリットについて整理・分析が進めてきた。

次に、「2 比較検討する施設整備の方向性」であるが、当初、施設整備の方向性は、仙台医療センター跡地において、3施設を集約する「A案」、県民会館とNPOプラザは集約し、美術館は一部増築の上、現地改修する「B案」の2案で検討を進めることとしていたが、現在の建物の保存・活用といった「文化的視点」と、県有施設の規模の適正化といった「行政経営的な視点」の両立を図る観点から、県議会や県民の皆様からの御意見等を踏まえ、美術館は増築せずに現地で改修する「C案」を追加した3つの案を比較検討することとなった。

「3 施設整備に向けた県の方針(案)」であるが、別冊資料の8ページ及び9ページを御覧願いたい。別冊資料8ページに記載のとおり、県美術館のメリット・デメリットを様々な視点で分析した上で、別冊資料9ページの3つの評価(判断)のポイントを踏まえて県の方針案が決定された。

評価のポイントの一つ目は、「美術館等の機能充実を通じた文化芸術の振興」である。子供から高齢者の方々まで、あらゆる県民に皆様が様々な機会を通じて幅広く文化芸術に触れる機会を創出することが重要と考えている。二つ目は、人口減少社会に対応するための「施設総量適正化に伴う財政負担軽減や運営効率化の達成」である。三つ目は、「現美術館の建物等の維持・継承」であり、現美術館の文化的・歴史的な価値を維持・継承することとなっている。

以上のポイントを踏まえ、県として総合的に評価を行った結果、県美術館は増築せずに現地改修し、県民会館とみやぎNPOプラザを移転・集約する「C案」を方針案として今後検討を進めることとなった。

最後に、資料3ページ「4 県民説明会の開催」であるが、本件については、今月28日(土)午後1時30分から県庁2階の講堂において、県民の皆様幅広く御説明することとしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 東 教 育 長 現段階では方針案であるが、今後、県民説明会を開催して様々な御意見をいただきながら、方針として決定した場合には、県教育委員会として美術館の改修等についてさらに検討を進めていくことになろうかと思う。

千 木 良 委 員 美術館を改修することに決まれば、具体的な改修案について検討していくことになるのか。

生涯学習課長 まずは11月28日の説明会の中で、「A案」「B案」「C案」のそれぞれの方向性を説明し、様々な御意見をいただくことになると思う。また、リニューアル基本方針を作っていた委員等からも引き続き御意見をいただくようお願いしている。今後も適宜御報告、御説明をさせていただきながら、「C案」についても練り上げてまいりたい。

10 資料(配布のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧

- (2) 令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考等
- (3) 令和2年度学校の校庭等における空間放射線量測定結果について

1 1 その他

スポーツ健康課長

昨日、石巻工業高等学校の生徒6名と教職員3名の計9名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認され、クラスターが発生した。11月12日(木)に同校生徒1名の感染が確認されており、その接触者を16日(月)にPCR検査したところ、昨日、9名の感染が確認された。同校の感染者は生徒7名、教職員3名の計10名である。感染が判明した10名は全て重篤な状況ではなく、現在は自宅療養中で、今後、療養先を調整中と聞いている。また、生徒・教職員の濃厚接触者については現在保健所において確認中である。

当該学校は、23日(月)まで臨時休業等を延長する。臨時休業期間は、感染拡大防止のため校内の立ち入りを禁止としている。さらに、校内の消毒作業については13日(金)に行っているが、さらに新しい陽性者の確認を受け、昨日も作業したと聞いている。当該学校の生徒と保護者には、昨日のうちに事実関係をメール等にて連絡しており、当該学校のホームページにも掲載している。

なお、本件については、昨日19時半頃に記者発表した。その際、個人の特定や誹謗中傷・風評被害につながらないような対応を報道各社に依頼している。

県教育委員会としては、今回のクラスター発生を踏まえ、昨日、各県立学校に対し、体調が悪いときは登校しないこと、マスクを適切に着用すること、換気を徹底すること、学校外においても感染予防に努めることなどについて、注意喚起したところである。今後ともさらに感染症予防対策に取り組んでまいりたい。

私からは以上である。

1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長

次回の定例会は、令和2年12月18日(水)午後1時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後2時52分

令和2年12月18日

署名委員

署名委員